

事務処理遅延及び個人情報を含む書類の所在不明について

宮城県精神保健福祉センター（以下、「センター」という。）が所管する精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）及び自立支援医療受給者証（以下、「受給者証」という。）の交付事務において、標準処理期間を超えた遅延及び申請書等の所在不明が判明しましたので、お知らせいたします。

関係者の皆様には、多大な御迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後、このようなことのないよう業務管理及び情報管理を徹底してまいります。

1 事案の概要

令和8年4月、受給者証申請者から、令和7年5月に申請を行ったが届いていないとセンターに問合せがあった。このため、センターにおいて確認したところ、交付遅延及び申請書等の所在不明が判明した（※）。

これを受け、同様の事案の把握のため、センターでの内部調査を行うとともに、令和7年4月から令和8年4月までの期間に県へ進達したもので交付されていない手帳及び受給者証について、令和8年6月12日付けで仙台市を除く県内市町村あてに照会を行ったもの。

※ 申請の流れ：居住市町村に申請 → 市町村からセンターに進達 → センターで事務処理

2 内部調査及び市町村照会の結果（調査中：令和8年7月12日時点）

※ 市町村照会の調査対象期間から外れているが、回答があったものも含む。

※ 市町村内訳は別紙のとおり。

（1）交付遅延 289件

ア 手 帳 136件（うち交付済 92件）

イ 受給者証 153件（うち交付済 101件）

（2）申請書等の所在不明 117件

ア 手 帳 35件

イ 受給者証 82件

※ 申請書等の所在不明に関しては、警察に相談を行っている。

（3）該当者実人数 234人

3 対 応

（1）4月に問合せがあった申請者に対しては、令和8年4月28日に謝罪及び受給者証の交付を行った。

（2）内部調査及び市町村照会で交付遅延が判明したものについては、速やかに事務処理を行い、完了したものから、手帳及び受給者証の交付、該当申請者への謝罪を行う。

（3）今回の事案を踏まえ、事務処理の進捗確認の徹底及び申請書等の管理方法の見直しなど、再発防止策を講じる。

4 その他

遅延している手帳及び受給者証の交付が完了した段階など、状況に応じて、再度、お知らせいたします。